

国際カルテル事件における 米国司法省の捜査態様

独占禁止法審査手続についての懇談会

平成26年4月11日

日比谷総合法律事務所
弁護士 多田 敏 明

役員・従業員個人の弁護士選任

- 会社(法人)の弁護士以外に弁護士を選任する理由
 - 米国では、カルテル規制が刑事罰により行われており、かつ刑事罰の対象が法人(会社)と自然人(役員・従業員)の双方であること
 - 共犯事案における各共犯者の潜在的利害対立の存在
 - では、カルテルに関与した役員・従業員が全員刑事罰の対象か
 - 会社との司法取引の段階で、対会社司法取引からカーブアウト(除外)された自然人(個人)が刑事罰の対象となる可能性が現実的となる
 - 実務上、会社との司法取引が先行することが多い
 - 会社の司法取引を行うにあたって、(職位や果たした役割等を考慮して)会社と一体として評価しきれない有責性を持つ個人をカーブアウト
 - なお、カーブアウトされたからといって必ず起訴されるわけではない
 - カーブアウトとなる可能性が高い個人は、潜在的な利害対立があるため、会社とは別の弁護士を選任
 - カーブアウトの可能性や潜在的利害対立の見極め時期は、個別事案による
 - 司法省から個人弁護士を選任すべき個人をリストアップする事案もある

会社弁護士と個人弁護士との関係

- 個人弁護士の選任パターン
 - 当該個人による選任
 - 司法省の捜査が開始され、危険を感じて個人で選任
 - 典型例としては、逮捕・身柄拘束された場合
 - 会社弁護士又は会社の推薦・紹介による選任
 - カーブアウトされる可能性のある個人と会社との間には、利害対立の可能性はあるものの、捜査開始当初はあくまで潜在的であり、会社と個人とが共同して対応していくことも多い
 - 会社弁護士と個人弁護士との協働関係
 - 例えば、全体としての事実関係情報や個人の証拠資料は会社から提供されない限り、個人での取得にはおのずから限界
 - 通常は、会社弁護士と個人弁護士との間で、Joint Defense Agreement を締結
 - なお、JDA自体は、弁護士秘匿特権を維持することを直接的には目的としている
- 会社による個人弁護士の費用負担
 - 会社・個人・個人弁護士の三者契約となることが多い

事情聴取 (Interview)

- 当局による事情聴取が行われる場面
 - サピーナ型
 - 被疑企業が関連文書を提出し、司法省の提出文書の分析がある程度終わり、捜査の中盤以降に行われることが多い
 - 事情聴取とは全く別のものとして、大陪審における証人喚問も存在するが、近年利用されるケースは少ない
 - 搜索差押型
 - Drop-in Interview... 搜索差押当日に、関係者を事情聴取することがある
- 日本の事情聴取との最大の相違
 - 供述調書(供述人の署名押印)が作成されることは実務上まずない
 - 司法省職員が質疑応答内容を書き取り、内部報告書を作成
 - 供述の証拠化が必要な場合には、起訴前であれば大陪審での証人喚問、起訴後であればデポジション、審理開始後であればトライアルの証人尋問

事情聴取と弁護士の立会い

- Drop-in Interview(捜索差押当日の事情聴取)
 - 弁護士の立会いが義務付けられているわけではない
 - 身柄拘束されているわけではないので、いわゆるミランダ・ルールの適用なし
 - 被聴取者が望めば弁護士の立会いは可能だし、条件とすることも可能
- 通常のInterview
 - 弁護士が立ち会うのが通例
 - 会社弁護士か個人弁護士か
 - カーブアウトされる可能性の低い個人の場合は、会社弁護士が立ち会うこともある
 - 既に個人弁護士が選任されている場合には、個人弁護士が立ち会う
 - 個人弁護士に加えて、会社弁護士が立ち会うこともある
 - 会社弁護士の立会いが許されないこともある
 - 会社弁護士の立会いが、被聴取者の率直な供述に影響があると司法省が判断する場合
 - 必要に応じて弁護士と被聴取者と相談(但し、弁護士の行き過ぎた介入に対しては司法妨害の可能性)
 - 自己負罪拒否特権を含めたアドバイス、記憶喚起や質問の趣旨の説明等の補佐

日本法との比較

- 会社と個人（役員・従業員）との利害対立
 - 米国のように会社と個人に対する刑事規制であることから生まれる
 - 日本では、刑事告発相当事案を除くと、排除措置命令・課徴金納付命令の対象は会社であるため、利害対立は顕在化しない
 - 個人の弁護士が必要となるケースは刑事告発の可能性が相当程度ある事件（犯則調査等）以外は少ないのではないか
 - なお、出頭命令・審尋の場合には、供述拒否・虚偽供述による供述人への刑事罰があるが、現在の実務では出頭命令・審尋はほとんど行われていない
- 供述調書作成の有無
 - 米国では供述調書を作成しないのに対し、日本では供述調書の作成が事情聴取の最終目的
 - 供述調書が独白形式をとり（一問一答で聞いた内容を独白形式にまとめる）、かつ審査官が起案するため、供述調書の表現をめぐって供述人と審査官との間で対立が生じることが多い⇒任意性確保の要請

弁護士立会いの位置付け

- 事情聴取・供述調書に対する不信感
 - 経営法友会独占禁止法研究会「審判制度廃止後の独占禁止法の適正手続確保及び国際化に向けた提言」7頁以下の掲載のアンケート調査結果
 - 上田雄介「企業の視点から見た独占禁止法の審査・審判」法律のひろば(2005年12月号)50～51頁
- 弁護士立会いの持つ意味(機能)
 - ①供述の任意性確保に向けた事情聴取の可視化
 - 但し、弁護士立会いだけが唯一の方法ではない(録音・録画)
 - 録音・録画の開示時期の調整により真相解明への影響を少なくすることも可能
 - ②法的素養に欠けることが多い供述人の法的知識の補充
 - 取りまとめられた供述調書の記載の法的意味についての法的助言
 - 供述調書作成段階での法的助言の機会付与

弁護士立会いの真相解明への影響

- 会社弁護士立会いによる供述人の萎縮効果の有無
- 供述調書の必要性は違反行為により異なるのではないか？
 - カルテル・入札談合
 - 「意思の連絡」という主観的要件の存在
 - 被害を覚知している被害者の不存在（被害者なき犯罪に準じた違反行為）
 - 確信犯であり、秘め事であるため、物証に限界
 - 供述調書の必要性が一般的に高い
 - 但し、このような特徴があるがゆえに、カルテル・入札談合についてだけ、課徴金減免申請制度が存在
 - カルテル・入札談合以外（不公正な取引方法・私的独占）
 - 主観的要件不要－外形的事実は明らか
 - 排除行為、優越的地位濫用等は被害者が存在
 - 端緒も、被害者（競争者・取引の相手方）からの申告が多いと思われる
 - 営業方針として実施することが多く、企画書・決裁書の物証も多いと思われる

供述調書主義と国際カルテル調査

- 供述調書をカルテル事件の中心的証拠とすることは国際カルテル事件の調査・立件に自ら限界を設けることにならないか
 - 日本国外に所在する外国籍の役員・従業員が国際カルテルの関与者であった場合、供述調書中心主義によると、日本に来日して事情聴取を行うか、公取委職員が所在国へ出向いて事情聴取を行うことになる
 - しかし、刑事告発制度のある日本独禁法との関係では、外国籍の役員・従業員からすると、審査協力することでかえって刑事告発の可能性を高めるという不安感・危惧感が強い
 - 第一位の課徴金減免申請企業は告発免除を刑事告発基準に設けられていることを指摘しても、告訴不可分の原則により、告発免除企業や所属従業員を起訴するかどうかは検察官の裁量
 - 法務省による国会答弁を説明しても、検察サイドで起訴しないことが文書化されていないことへの不安感
 - 弁護士立会いが認められていないことへの不安感（通訳のチェックもできない）